

議第73号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例
京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

円	円
1,540	3,180
610	1,230
410	820
610	1,230
610	1,330
200	410
5,340	10,690
2,670	5,340
720	1,540
300	610
920	1,950
610	1,230
410	820

別表第2 備考以外の部分中

610	1,230
610	1,330
410	820
610	1,230
820	1,640
720	1,540
610	1,230
200	410
610	1,230
610	1,330
1,540	3,180
300	610
720	1,540

を

1,570	3,240
620	1,250
410	830
620	1,250
620	1,360
200	410
5,440	10,890
2,720	5,440
730	1,570

	310	620	
	940	1,990	
	620	1,250	
	410	830	
	620	1,250	に,
	620	1,360	
	410	830	
	620	1,250	
	830	1,670	
	730	1,570	
	620	1,250	
	200	410	
	620	1,250	
	620	1,360	
	1,570	3,240	
	310	620	
	730	1,570	
			」
「	610	1,230	
	410	820	
	200	410	
	610	1,230	
	820	1,640	
			「
	620	1,250	
	410	830	
	200	410	
	620	1,250	
	830	1,670	

	820	1,640		830	1,670
	920	1,850		940	1,880
	920	1,950		940	1,990
	610	1,230		620	1,250
	410	820		410	830
	200	410		200	410
	200	410		200	410
	820	1,640		830	1,670
	720	1,540		730	1,570
	300	610	を	310	620
	610	1,230		620	1,250
	410	820		410	830
	200	410		200	410
	610	1,230		620	1,250
	820	1,640		830	1,670
	820	1,640		830	1,670
	920	1,850		940	1,880
	410	820		410	830
	200	410		200	410
	610	1,230		620	1,250
	410	820		410	830
	610	1,230		620	1,250
	820	1,640		830	1,670

に改める。

410	820	410	830
-----	-----	-----	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による改正後の京都市青少年活動センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。